登記は司法書士！

【司法書士法】

第七十三条

司法書士会に入会している

司法書士又は

司法書士法人でない者（協会は除く。）は、

第三条第一項第一号から第五号までに

規定する業務を**行ってはならない**。

ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、※

この限りでない。

第七十八条

第七十三条第一項の規定に

違反した者は、

一年以下の懲役又は

百万円以下の罰金に処する。

※表示登記など
一部の例外が該当します。

「これって違反なの？」と思ったら当会までご相談ください。

福岡県司法書士会　TEL.092-714-3721

福岡市中央区舞鶴3丁目2番23号

受付時間／月～金9：00～17：00
※お盆・年末年始・祝祭日を除く

福岡県司法書士会　検索

後援　**福岡法務局**